

健康経営銘柄ロゴマーク使用規約

経済産業省
商務・サービスグループ
ヘルスケア産業課

第1条 目的

「健康経営銘柄ロゴマーク使用規約」（以下、「本規約」といいます。）は、経済産業省と東京証券取引所が共同で選定する健康経営銘柄の広報又は健康経営銘柄に選定された事実を称することを目的として策定した、別紙1に掲げるロゴマーク（以下、「ロゴマーク」といいます。）の使用に際し、遵守すべき事項を定めるものです。

第2条 権利の帰属

ロゴマークに関する知的財産権は、経済産業省に帰属し、ロゴマークの使用を希望する者は、本規約に従う限りで、その使用が認められるものとします。

第3条 使用者とその用途

第1項 ロゴマークを使用する者は、経済産業省が別に定める「『健康経営銘柄』ロゴマーク使用マニュアル」に従うこととします。

第2項 健康経営銘柄に選定された企業（以下「選定企業」といいます。）及び、当該企業が選定される根拠となった健康経営度調査において、回答範囲とされていたグループ企業（以下、総じて「選定企業等」といいます。）は、投資家、従業員又は求職者、取引先企業等のステークホルダーに対し、健康経営銘柄に選定された事実を自社の企業情報としてPRするためにロゴマークを使用することができます。ただし、ロゴマークの使用に関する権利を、経済産業省の同意なく、第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、または代理使用を許諾することはできません。

（参考）ロゴマークを自社紹介に使用できる「選定企業等」の範囲

○選定された企業の名義：●●ホールディングス(株)

○実際のグループ企業：●●ホールディングス(株)、○○(株)、(株)◎◎、(株)△△

○調査票回答対象範囲：●●ホールディングス(株)、○○(株)、(株)◎◎

◎使用できる企業：●●ホールディングス(株)、○○(株)、(株)◎◎

第3項 選定企業等以外の企業、団体等又は報道機関は、健康経営銘柄に関する取組の紹介、広報等、健康経営の普及に必要な範囲で、ロゴマークを使用できるとします。

第4項 健康経営銘柄の実施・選定主体である経済産業省及び東京証券取引所は、本条第1項から第2項の規定に従うことなく、ロゴマークを使用できることとします。

第5条 使用条件

第1項 使用者は、ロゴマークを無償・無期限で 사용할 こととします。

なお、複数回の選定実績がある選定企業等は、複数のロゴマークを併載できることとします。

ただし、選定の取消等により、「健康経営銘柄」としての地位を喪失した場合は、その事実が発生した日以降、ロゴマークを使用することができません。

第2項 使用者は、以下に掲げる用途・用法でロゴマークを使用することはできません。

第1号 健康経営銘柄選定の趣旨に反するもの。

第2号 提供する商品やサービスの販促を目的として、その品質を保証・担保するかのよう に用いるもの、又は消費者等に対し、そのような誤解を与えるおそれのあるもの。

第3号 法令や公序良俗に反するもの。

第3項 経済産業省は、本規約に反する使用の実態を確認した場合は、その使用者に対し、用途・用法の改善、使用の停止等必要な措置を取ることができることとします。

第6条 報告

経済産業省は、必要に応じ、ロゴマークの使用者に対して使用状況の報告を求めることができることとし、使用者は、可能な限り、これに協力することとします。

第7条 改訂

経済産業省は、本規約を必要に応じて、使用者等に事前の通知なく改定することができることとします。

附則

施行日：平成２８年４月１日

改定日：平成３１年２月２１日

問い合わせ・報告先

経済産業省 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課

〒１００－８９０１

東京都千代田区霞が関１－３－１

電話：０３－３５０１－１７９０

(別紙 1)

健康経営銘柄ロゴマーク

本規約の規定するロゴマークとは、以下を指します。

1. 数字(選定年度)の表示のないもの(初回健康経営銘柄選定企業のみ使用可能)



2. 数字(選定年度)の記載のあるもの(ロゴマークに記載のある数字は選定年度(西暦)を表すものであり、毎年変更します)

